

京都市告示第204号

平成25年3月19日京都市告示第478号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、一部を次のとおり変更します。

令和2年7月2日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
公益社団法人京都保健会に対する寄附金	京都市右京区太秦棚森町1 8番地13 京医協ビル2 階	当該法人の 主たる目的 である業務	平成25年1月1日 以後に支出された寄 附金

(行財政局税務部税制課)